

令和6年3月21日

一宮市病院事業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第3号

一宮市病院事業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 条例第20条及び規程第13条の規定は、任期の定めが6月以上の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員に限る。)について準用する。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たない職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員に限る。)の一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。</p> <p>(雑則)</p> <p>第20条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 条例第20条及び規程第13条の規定は、任期の定めが6月以上の職員_____について準用する。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たない職員_____の一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。</p> <p>(雑則)</p> <p>第20条 _____この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。